

## 小学校における教職科目「教職論」のシラバスの開発に関する一考察

Syllabus Development of a Course on Teaching Profession  
in an Undergraduate Elementary School Teacher's Certificate Program

辻井 満雄  
TSUJII Mitsu

本稿は、学校現場の状況から教職員の姿を分析することで、小学校における教職科目「教職論」のシラバスの開発に生かすことを目的としている。方法は、小学校が年度初めに作成している「教育計画」を分析することと学校で起きる教員の事故・事件を分析することとした。その結果、先輩からの言葉や事例を通して個人や組織で人間形成に関わる面白さ、学校組織力を高めるために一人一人の教員が学校全体を見る大切さ、与えられた校務に全力で取り組むことの大切さ、事故・事件の対応について学ぶ機会の大切さなど、学校全体で取り組む教育項目の在り方、校務分掌から見えた教職員の姿、教員が体験する教職の魅力、事故・事件から見えた教職の姿について指摘した。

キーワード：教職論、教職員の仕事、教育計画、校務分掌、教職員の姿

### はじめに

教育現場は、知識基盤社会の到来、グローバル化の進展等、急速に社会が変化する中、次代を担う子どもたちのために、不易の部分大切にしながら、変化にも対応できる「生きる力」を育む教育の充実に取り組んでいる。教育とは、「教え育てることであり、ある人間を望ましい状態にさせるために心と体に意図的に働きかける営み」である。教育に携わる専門職の教員には、高い識見と確かな技量が要求され、時代のニーズを的確に捉え、必要な資質を常に獲得する努力を怠らないことが大切である。また、一人一人の子どもの特性をきちんと見極め、その子に応じた適切な手立てを講じることで、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むことも求められている。

教職を目指す学生が、教育に携わる専門職の教員について初めて学ぶのが「教職論」である。大学における「教職論」の講義内容は、各講義担当者に任され、担当者の独自性をもって実施されている。学校現場の状況を的確に把握し、講義内容に生かす工夫が大切である。学生は、「教職論」をスタートに様々な授業や実習、進路相談を通して、教員になるための資質を高めていく。しかしながら、全国的に教員への憧れと夢を抱いて、教職の道を歩み出したにもかかわらず、退

職する人が出てきている状況である。原因として、教職への志向性の不十分さと、夢と現実のギャップが大きいことが、離職に繋がっているのではないかと考える。離職に繋がらないようにするため、「教職論」では学校現場の実際の状況を取り入れ、夢を描く教職の姿と現実の教職の姿に差がないようにしていきたい。今、学校現場は多くの課題を抱えており、「子どもが好き」だけでは、課題を乗り越えることは難しい。現実を知り自分の資質の在り方を模索し、教える楽しさ・厳しさ・喜びを知った者が、教職の生きがいを見い出して、教員を続けていけるのではないかと感じる。そういった状況を知って、様々な課題にどのように立ち向かうかという覚悟を決めた人物でないと教員の道を歩めないと感じる。

「教職論」について、富山県の小学校の学校現場の実態を踏まえながら分析を行い、教育の場である学校の重要性を自覚できる「教職論」のシラバスの開発に生かしたい。

## 1 教職に携わる人とは

学校では、子どもたちに教える人を、「先生」、「教師」、「教員」、「教職員」、「教育職員」、「教育公務員」、「教諭」などの言葉で表している。

新選国語辞典では、

先 生・・・師としておしえる人。教員、医師、文士、議員などを尊敬して呼ぶ語

教 師・・・学校などで、芸術・技芸などをおしえさずける人

教 員・・・学校や教習所などで授業をする人

教職員・・・学校の教員と職員

教 諭・・・教え諭すこと。幼稚園・保育園・小学校・中学校・高等学校の正式の教員の呼び名

となっており、先生の意味は幅広く、教師、教員、教職員とだんだん意味が絞られ、教諭になると学校教育と限定された狭義の意味で使用されていることが分かる。

法的には、小学校に関係するものとして、次のようになっている。

教 諭・・・児童の教育をつかさどる。(学校教育法第 37 条 11 項)

教 員・・・教授、准教授、助教、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師(教育公務員特例法第 2 条 2 項)

教育職員・・・主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師(教育職員免許法第 2 条)

教育職員・・・校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 2 条第 2 項)

県費負担教職員・・・校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師、学校栄養職員、事務職員、講師(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 37 条)

教職員・・・学校教育法に規定する校長、教員及び事務職員(地方公務員法第 57 条)

教職員・・・校長(園長)、副校長(副園長)、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員

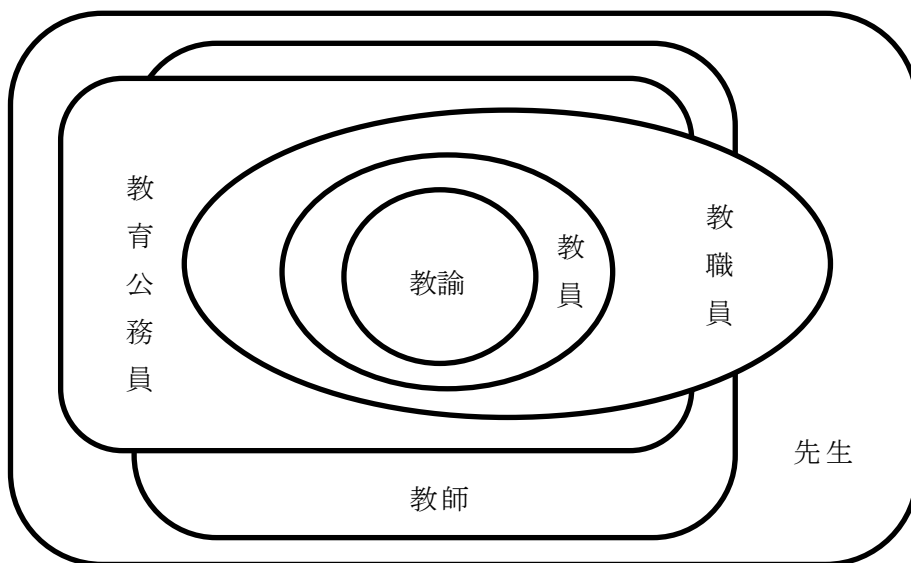
及び事務職員(女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律第2条第2項)

教職員・・・校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、学校栄養職員並びに事務職員(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第2条)

教育公務員・・・学長、校長、教員及び部局長並びに教育委員会の教育長及び専門的教育職員をいう。(教育公務員特例法第2条)

となっており、先生、教師、教育公務員、教職員、教員、教諭の関係をイメージ図【図1】で表すと下記のようにになっている。

【図1】イメージ図



## 2 教職とは

教育は、一人一人の個人の幸福を実現させるための基盤であるとともに、全体の発展にとっても必要不可欠な営みであり、家庭の経済状況・環境にかかわらず、誰もが安心して教育を受けることのできる環境が必要である。教職に就く人は、教育者の一員として、学校という組織の一員として、児童の人格の形成を目指した教育活動を展開していかなければならない。教職は大きな責任とやりがいのある職業であり、使命感と情熱をもって、子どもたちに向き合うことが求められる。さらに、将来の社会を担っていく児童を健全に育み、立派な大人へと育てていく営みであるといえる。

また、教員は、知識の伝達者であるとともに、児童の人間形成に大きく関わり、その生涯に多大な影響を与える。日本の教員は、人づくりの専門家として世間から大きな期待を寄せられるとともに、教科指導だけではなく児童の生活指導までを包括的にカバーすることも期待されている。児童は一日の約1/3を教員と過ごしており、担任との出会いは運命的であり、児童の生き方にとって大きな意味をもつ存在となっている。教員の人間性や生きる姿勢は、児童にとって人として

の手本となるなどの影響を与える。大きな責任を感じる反面、大きなやりがいを感じる職業であるといえる。

本学では、1年目に「教職論」を教える。「教職論」を通して、人として手本となれる自分であるかを問いかけ、自分を変えるチャンスであることを伝えていきたい。また、子どものことを第一に考える教員になってほしいと思う。褒めるのも、注意するのも、叱るのも、厳しく指導するのも、子どものことを第一に考えた指導であってほしいと願う。様々な課題に直面したときに、子どものことを第一に考える教員は、ブレがなく、強い信念で教え諭すことができる。

よって、「教職論」を学ぶ学生は、人づくりの専門家になるための最初の階段に一步踏み出したといえる。講義を通して、教職の姿を示すとともに人間性や生きる姿勢を高める必要性を伝えなければならない。

### 3 教職の魅力とは

研究授業等で、きらきらと輝く教員の目に出会うときがある。そんな教員は、光輝いていて美しさを感じる。子どもたちも、教員の輝きにひきつけられ真剣に学習している。きらきら輝いている目をした教員の授業は、指導方法が未熟でも、児童を生き生きと活動させている。そんな教員に将来性を感じ、次の年の成長が楽しみになる。昨年より成長した姿を見せてくれる教員に出会うと、私は嬉しくなり、心の中で「よし、いいぞ。いい教員になれるぞ！」とエールを送り、人を介して間接的に褒めるようにしていた。教育は人が人を教える営みである。本気になってこそ、人づくりの専門家になれる。子どもの人間形成にかかわれる面白さこそ、教職の大きな魅力である。

また、先輩からの言葉は、勇気づけられやりがいを感じられる。先輩から、自らを奮い立たせてくれた言葉をもらえるような人物に育ってほしいと思う。

「足りなくて叱られるより、やり過ぎて叱られる方が君らしくていい」

先輩教員が、何でも闇雲に突き進んでは失敗する私の姿を見て、笑いながらかけてくれた言葉です。この言葉に出会ってから、前向きに考えることができるようになり、失敗をプラスに転じようという思いが強くなり、集中して事に当たれるようになりました。失敗をくよくよ悩まず、全力を出しての失敗は価値があったと心を切り替える強さをもつことができました。

「大人にとって都合のよい子どもを育てるのではなく、仲間にとって頼りになる大人を育てなさい」

エネルギーの塊のようなクラスで、毎日がハプニングに満ち、苦労させられました。しかし、団結力が強く、底力があり、下の学年から慕われ、卒業式で在校生から大きな拍手と最高の感謝の言葉で送られたとき、先輩がかけてくれた言葉でした。

平成 25 年度富山市教育委員会「道しるべ」p10 より

教員は、多くの体験の中で、子どもや他の教員、保護者、家族等の言動に自分の心が動かされることがある。教員の魅力を体験した瞬間であり、こういった体験が10年先、20年先を見越した人づくりができる教員に育っていく。

「教職論」の講義では、先輩からの言葉や事例を通して、個人や組織で人間形成に関わる面白さを伝え、全力で取り組む資質のある教員を育てたいと思う。

#### 4 教職員の仕事

各学校では、年度初めに4月から3月までの1年間の指導計画を立てている。それらの学校内外の様々な取り組みの計画を「教育計画」という冊子にまとめ、全教職員で共有している。学校として目指したいこと、学校の特色にしたいことなど、学校の思いが詰まった冊子である。この中には、それぞれの学校が目指す教職員の姿が反映されている。

そこで、「教育計画」を調べ、教職員の姿を分析していきたいと考えた。富山県内の小学校195校中77校の「教育計画」（平成25年度「教育計画」8冊、平成24年度「教育計画」69冊）を資料として分析した。

##### (1) 80%以上の学校で「教育計画」に取り上げられている項目

|                              |                          |
|------------------------------|--------------------------|
| 学校の沿革 (85.7%)                | 児童会活動 (96.1%)            |
| 学校運営の概要 (100%)               | クラブ活動 (92.2%)            |
| 学校教育目標実現のための全体構<br>想 (81.8%) | 総合的な学習の時間全体計画<br>(94.8%) |
| 行動計画・アクションプラン (90.9%)        | 特別支援教育 (98.7%)           |
| 学級編制・児童数 (96.1%)             | 情報教育 (97.4%)             |
| 校務分掌 (98.7%)                 | 清掃指導計画 (92.2%)           |
| 教科等の年間授業時間数 (98.7%)          | 掲示指導計画 (83.1%)           |
| 校時表 (100%)                   | 栽培指導計画 (83.1%)           |
| 日課表 (87.0%)                  | 図書館教育・読書指導 (97.4%)       |
| 年間行事予定 (87.0%)               | 生徒指導 (100%)              |
| 教科指導計画 (88.3%)               | 保健指導計画 (97.4%)           |
| 道徳教育全体計画 (100%)              | 食に関する指導 (92.2%)          |
| 外国語活動全体計画 (83.1%)            | 体力づくり (84.4%)            |
| 特別活動全体計画 (97.4%)             | 安全指導計画 (97.4%)           |
| 研修計画 (98.7%)                 |                          |

80%以上の項目は不易に関する内容が多く、学校運営をしていくための基本であると思う。

学校教育法第43条の学校運営情報提供の義務が示されてから、数値目標を掲げる学校が増えてきており、今回の調査で行動計画・アクションプランが90.9%になっていた。数値目標を2~3項目に絞って、特色として説明している学校が多かった。ある学校では、教育内容を3つの分野に分け、その分野の中にそれぞれ具体的な指標として4~5個の数値目標

が示してあり、全体として14の数値目標が存在していた。これでは教員は数値目標に追われ、数値目標を達成するために教育を行い、子どもを育てる意識があいまいにならないかという危惧を感じた。あらゆる事項を評価したくなるが、学校運営の特色として取り組む場合は、幾つかに絞られてもいいように感じる。数値目標数と学校運営の状況について継続した調査の必要性を感じる。

今回の調査で、「教育計画」を簡略化する傾向の学校が見られた。市町村学校管理規則に示された項目まで削っている学校があった。学校運営にあたる者は、流行に流されず不易の部分として大切な項目は何なのかをしっかりと見定める必要があると感じた。

「教職論」で、学校組織力を高めるために一人一人の教員が学校全体を見る大切さを伝えなくてはならないと感じた。

## (2) 80%未満の学校で「教育計画」の取り上げられている項目

|                      |                         |
|----------------------|-------------------------|
| 学校の所在地 (55.8%)       | 道徳教育と教科等のかかわり (20.7%)   |
| 校区の略図 (42.8%)        | 外国語活動年間計画 (15.5%)       |
| 校舎平面図 (54.5%)        | 特区の教科実施計画 (21.9%)       |
| 地区別児童数 (31.1%)       | 学級活動 (58.4%)            |
| 地域の特色と子どもの実態 (77.9%) | 委員会活動計画 (77.9%)         |
| 学校運営の課題と対策 (9.0%)    | 縦割りグループ活動計画 (16.8%)     |
| 学校評価計画 (50.6%)       | 集会活動 (25.9%)            |
| 家庭・地域と連携 (11.6%)     | 歌指導 (6.4%)              |
| 幼・保・小連携教育 (31.1%)    | 学校行事 (44.1%)            |
| 小中連携 (25.9%)         | 地区別児童会指導計画 (67.5%)      |
| 勤務時間の割り振り (5.1%)     | 総合的な学習の時間年間指導計画 (41.5%) |
| サービス (1.2%)          | キャリア教育 (46.7%)          |
| 職員一覧 (58.4%)         | 人権教育 (76.6%)            |
| 学年運営 (14.2%)         | 福祉教育 (76.6%)            |
| 学級運営 (22.0%)         | ボランティア教育計画 (11.6%)      |
| 教育課程編成の方針 (49.3%)    | 国際理解教育 (61.0%)          |
| 教科年間指導計画 (27.2%)     | 外国人児童等教育指導計画 (11.6%)    |
| 学力向上プラン (9.0%)       | 環境教育 (63.6%)            |
| 電子黒板の活用 (1.2%)       | ふるさと学習 (9.0%)           |
| ｽﾍﾞｰﾀｲﾑ実施計画 (2.5%)   | いのちの教育 (7.7%)           |
| 音読タイム実施計画 (2.5%)     | 俳句学習 (1.2%)             |
| 少人数指導計画 (24.6%)      | 音楽活動指導 (5.1%)           |
| 道徳年間指導計画 (33.7%)     |                         |

|                    |                      |
|--------------------|----------------------|
| 言語治療等運営計画 (1.2%)   | 飼育指導計画 (37.6%)       |
| 持続発展教育全体計画 (2.5%)  | ビオトープ活動 (2.5%)       |
| 情操教育指導計画 (1.2%)    |                      |
| 教育相談 (35.0%)       | 現職研修 (7.7%)          |
| 適応指導 (1.2%)        | 学校予算 (1.2%)          |
| あいさつ運動 (1.2%)      | 事務経営計画 (2.5%)        |
| 全校遊び実施計画 (1.2%)    | P T A組織・事業 (5.1%)    |
| 保健室経営計画 (25.9%)    | 危機管理計画、危険防止計画 (5.1%) |
| 給食指導計画 (70.1%)     | 防災教育 (42.8%)         |
| 安全管理 (32.4%)       | 学校危機管理マニュアル (46.7%)  |
| 交通安全指導計画 (67.5%)   | 情報危機管理マニュアル (6.4%)   |
| 避難訓練 (27.2%)       | 避難所開設対応マニュアル (1.2%)  |
| 教育環境全体計画 (1.2%)    | 家庭と地域等の連携 (1.2%)     |
| 学校プール水泳指導計画 (2.5%) | 行動計画 (1.2%)          |
| 初任者研修 (7.7%)       | 個人情報管理 (1.2%)        |

ここ数年で伸びが見られるのは、学校危機管理マニュアル(46.7%)、キャリア教育(46.7%)、道徳教育と教科等のかかわり(20.7%)である。80%未満の項目には、学校の特色として挙げられているものがある。伝統として受け継いできた項目や社会ニーズに 대응するため長期展望をもって掲げられた項目が見られた。学校が何を目標にし、どんな特色を出そうとしているのか「教育計画」から見て取れた。

単年度の調査に終わったが、年度毎の項目変化を調べれば、学校が必要としていることがさらに浮き彫りにされると感じる。今後の継続の研究にしたい。

「教職論」で扱う内容として、不易の内容とともに、今後大切にされなければならない内容にも目を向けていかなければならないと感じた。

### (3) 校務分掌

学校教育法施行規則第43条に、「小学校においては、調和の取れた学校運営が行われるためにふさわしい校務分掌の仕組みを整えるものとする。」と表記されている。

事務次官通達(昭51.1.13文初地136)では、『校務分掌の仕組みを整える』とは、学校において全教職員の校務を分担する組織を有機的に編成し、その組織が有効に作用するよう整備することである。」と通知している。

学校は、組織体であり、学校運営を円滑にしていくためには、各教職員が校務を分担し、適切かつ効果的に処理する仕組みが必要である。高岡市立学校管理規則では、「学校の教育指導計画は、学習指導要領及び別に定める基準により、校長が編成するものとする。」と表記されている。このことから、校務分掌は、校長が組織を定め、校務を処理するために組織を整え、教職員に校務を分担させることであるといえる。

小学校 77 校の「教育計画」を調査すると平均した校務分掌数は、次の表の通りであった。

| 学校規模        | 学校数  | 平均校務分掌数 | 職員一人当たりの校務分掌数 |
|-------------|------|---------|---------------|
| 19 学級以上の学校  | 11 校 | 101.8   | 3.3           |
| 12～18 学級の学校 | 35 校 | 104.3   | 5.0           |
| 11 学級以下の学校  | 31 校 | 89.3    | 7.7           |

小規模学校は、校務分掌を統合するなどの工夫が見られたが、校務分掌数は学校規模にあまり関係ないように感じられた。それゆえ、学校規模が小さくなるほど、一人の教職員の校務分掌は増えていることが分かった。このことから、いくつもの仕事を同時に行うことがあるので、仕事を整理し、仕事をする段取りを見通せる能力が必要であると感じた。

それぞれの規模の平均の校務分掌数に近い学校を 1 校選び、学校の核となっている教頭、教務主任、事務職員を除いた教職員の平均校務分掌数を調べたところ、次のようになった。

| 学校規模        | 教頭の分掌数 | 教務主任の分掌数 | 事務職員の分掌数 | 他の職員一人当たりの分掌数 |
|-------------|--------|----------|----------|---------------|
| 19 学級以上の学校  | 16     | 20       | 5        | 2.3           |
| 12～18 学級の学校 | 16     | 20       | 15       | 3.3           |
| 11 学級以下の学校  | 13     | 13       | 6        | 4.2           |

学校規模ごとに、規模が小さくなれば他の職員一人当たりの分掌は 1 つ増えていた。平均の分掌数の増加数と違うのは、教頭、教務主任、事務職員に多くの校務分掌を任命しているからである。教頭、教務主任、事務職員は、学校運営の中心的な存在として、学校運営の中核を担っているからであろう。

学校の校務分掌は、ほとんどの学校でいくつかの部、部の下にいくつかの係、係の下にいくつかの分担を配置している。部の配置数を調べてみると、次のようであった。

| 校務分掌の部の数 | 2  | 3  | 4  | 5 | 6 | 7 |
|----------|----|----|----|---|---|---|
| 学校数      | 14 | 25 | 20 | 9 | 6 | 3 |

部が 2 つの学校は管理部、教務部、3 つの学校は管理部、教務部、生徒指導部、4 つの学校は管理部、教務部、生徒指導部、研修部又は保健安全部であった。

部としていくつかに分かれているが、内容的には、①学校教育の運営に関する事、②教育課程の編成等に関する事、③児童の指導等に関する事、④児童の保健安全に関する事、⑤学校の予算等に関する事、⑥研修に関する事、⑦地域・関係機関等の連絡調整に関する事が含まれている。

富山県内の小学校 1 校（9 学級、教職員数 19 名）の校務分掌をさらに細分化して、上記



の①～⑦の内容に分類してみると、以下のようであった。

① 学校教育の運営に関すること (11 項目)

職員会議、企画委員会、就学指導委員会、特別支援校内委員会、生徒指導委員会、保健安全委員会、学校予算委員会、学校評価委員会、アクションプラン委員会、縦割り活動委員会、若手懇談会

② 教育課程の編成等に関すること (93 項目)

教育課程の管理・運営、学校評価、アクションプラン、時間割編成、校時運行、時数管理、日課変更、授業補充関係、学校行事、儀式関係、児童褒賞関係、国語科主任、社会科主任、算数科主任、理科主任、生活科主任、音楽科主任、図画工作科主任、体育科主任、家庭科主任、道徳主任、総合的な学習の時間主任、特別活動主任、特別支援教育主任、保健主任、事務主任、外国語活動主任、外国語活動年間指導計画、今日的課題指導計画、キャリア教育指導計画、少人数指導関係、国の学力調査、県の学力調査、文化的活動企画運営、表現活動企画運営、指導要録の管理、成績一覧表の管理、通知表の管理、学級編制、在籍関係、学齢簿管理、入学管理事務、転出入管理事務、出席統計、出席簿管理、児童名簿作成・管理、教科書採扱供給事務、教科書保管・整理、副読本事務、ワークブック事務、図書館運営、図書館指導計画、読書推進計画、児童図書選定、児童図書整理・保管、児童図書台帳、職員図書管理、各種刊行物等管理、情報教育指導計画、ICT機器管理、ICT機器活用、ホームページ運営、行事写真、行事ビデオ等記録、児童会活動、委員会活動、代表委員会、図書委員会、給食委員会、集会委員会、放送委員会、健康委員会、図書委員会、運動委員会、クラブ活動、JRC活動、BFC活動、なかよしグループ活動、栽培活動計画・調整、栽培活動、栽培管理、清掃活動計画、環境美化活動計画、清掃担当場所、清掃用具配当、校内掲示活動計画、体力づくり活動計画、体育活動企画・運営・報告・指導、プール指導、特別支援教育コーディネーター、就学指導委員会企画・運営、スクールサポーター関係、発達障害児支援員関係

③ 児童の指導等に関すること (4 項目)

生徒指導計画、人権教育計画、生徒指導委員会企画・運営、教育相談

④ 児童の保健安全に関すること (23 項目)

保健指導、保健活動企画運営、保健室経営計画立案運営、保健関係事務、学校保健委員会連絡・企画、防災計画、防災教育、学校安全計画、交通安全指導計画、学校保健計画、教育安全情報リアルタイム、学校プール衛生管理計画、町別児童会指導計画、集団登校指導、危機管理マニュアル作成、危機管理マニュアル管理・運用、校舎内外施設設備安全点検、校内管理場所点検、防災施設管理、危険物点検管理、校内巡視、体育器具遊具点検、校具管理

⑤ 学校の管理・予算等に関すること (60 項目)

公文書の収発・配付、各種報告書作成・報告、各種報告書保管、出勤簿整理・保管、諸

届の整理・保管、沿革史、学校日誌、学校要覧の作成・保管、職員会議の企画・運営、職員会議記録、終礼記録、学校行事等の浄書、各種文書作成・配付、文書交換・配付、校内ネットワーク管理、サービス関係、校務分掌、人事記録表整理・保管、教材備品事務、備品台帳、元気な学校創造事業、消耗品購入計画管理、予算経理・執行、予算執行状況報告、県費負担教職員給与、市費職員給与、旅費、出張命令簿等の整理、児童援護関係受付・処理、援護児童認定台帳整理・保管、職員厚生、親睦会、厚生行事、共済組合、厚生会事務、児童集金事務、医療補助事務、スポーツ振興センター事務、1学年会計、2学年会計、3学年会計、4学年会計、5学年会計、6学年会計、給食会計、切手、名札会計、自主学習ノート関係、校舎借用、校舎施設管理、教材設備台帳、備品管理、寄附台帳、寄附採納、校具備品管理、消耗品管理、消耗品補充、給食管理事務、校内施設営繕、児童机・椅子等の管理・補充

⑥ 研修に関すること (6項目)

校内研究計画企画・推進、研修会記録、教育実習生関係、学びのアシスト関係、理科支援関係、心のサポーター関係

⑦ 地域・関係機関等の連絡調整に関すること (19項目)

県小学校教育研究会、市小学校教育研究会、区域研究部会、弘済会、教育後援会、PTA、地区教育文化後援会、民生児童委員関係、健全育成会関係、体育協会関係、学校開放関係、防犯ネットワーク関係、教育ボランティア関係、幼保小連携、小中連携、作品応募、催し物関係、各種大会参加(運動)、各種大会参加(文化関係)

まとめられていた校務分掌を細かくして調査したところ、216という項目であった。これは県内の9学級規模の小学校の校務分掌である。これだけの多くの校務分掌で、現場の学校運営がなされている状況が分かった。しかし、校長から運営に支障が出ていると伺ったことはない。校務分掌の各まとまりに主任を置き、各部には責任者として教務主任や学年主任、保健主事等を置いて組織的に行えるように工夫しているからであろう。教務主任や学年主任、保健主事等は、様々な分掌の経験があり、ノウハウをもっているベテランの教職員であるから信頼され頼りにされている。このことが、組織的な運営に繋がり、責任者等の指導助言を通して、不足する部分を補ったり協力したりして運営されているといえる。各学校では、校務分掌の分担を決めるとき、サポート体制ができているか、業務量に偏りがないかなど、教員ごとの業務量の平準化に努めることが大切である。

学生に教員の仕事を聞くと、ほとんどの学生が授業を行うことであると答える。子どもたちに向かって真剣に授業を行うというイメージを大切にしながら、教職論や教職実践演習等で教員の仕事について概容を示しておくことが大切である。事例のように216の校務分掌があり、運営されていることを知ると、学生は一様に驚きの声を発するだろう。

さらに、いろいろな校務分掌を通して、教員として成長していくことも見逃してはいけない大切なことである。例えば、会計の仕事は1年間の財務の流れが分かり、学校運営、

学年運営の様子を掴むことができる。教科書の仕事や児童の転出入の仕事は、法との関連があり、法を学ぶよい機会である。教科主任の仕事は、その教科について教職員から指導助言が求められ、勉強するよい機会となる。校務分掌の分担は、教員としての資質を高めてくれる絶好の機会であると捉えるべきであると考えられる。

また、教職経験により、自分の仕事だけではなく、他の仕事にも目を配れるようになることが大切である。学級から学年に、学年から学校全体に、学校から地域へと視野を広げながら地道に取り組むことが大切である。勤務している学校で、自分の果たす役割は何かを考え、与えられた校務分掌を通して、学校運営に参画していることを意識しなければならない。

大変な校務や複雑な校務をやり終えた時には、学校運営の全体像が見えることが多い。仕事を通して、視野の広がりを実感でき、自信に繋がっていく。それ故、校務を真剣に、工夫しながらやっている人は、学校全体を見る視野が備わり、それが学校全体を眺めながら行動することに繋がっていく。そして、他の職員から信頼され、発言力も高まっていく。従って、教職経験に応じたキャリアアップは、校務を実践することで身に付くともいえる。

校務分掌を通して、どの校務を体験させ、どのように一人一人の教員の資質向上を図るかは、学校全体で取り組まなければならないことだと感じた。

「教職論」で、与えられた校務を全力で取り組むことが、教員としての資質向上に繋がると大切なことであることを伝えなければならないと感じた。

## 5 事例から教職員の姿を探る

1987年の教育職業養成審議会第1次答申では、「いつの時代の教員も求められる資質能力」として、①教育者としての使命感、②人間の成長発達についての深い理解、③幼児・児童・生徒に対する教育的愛情、④教科等に関する専門的知識、⑤広く豊かな教養、⑥これらを基盤とした実践的指導力を挙げている。さらに、1997年7月28日の教育職員養成審議会第一次答申は、さらに追加し、⑦地球的視野に立って行動するための資質能力、⑧変化の時代を生きる社会人に求められる資質能力、⑨教員の職務から必然的に求められる資質能力と挙げている。

学校の研修内容について「教育計画」で調べると、児童に直結する「授業づくり」、「関わり合い」、「学び合い」、「言語活動の充実」など、学習に関する研修がほとんどである。答申で述べている「③幼児・児童・生徒に対する教育的愛情、④教科等に関する専門的知識、⑥これらを基盤とした実践的指導力を高める研修」は校内研修として実施され、その他は個人の資質や個人研修に頼っている面が見られた。

しかし、現実に教員の不幸事は起きており、個人に備わっている資質や個人研修だけに頼ってはいられない状況が生まれている。事例から教職員の資質を高める在り方を探っておくことは「教職論」には大切なことであると思う。

(1) 主任層の育成について

事例1 校外学習の届が、実施日の2～3日前の日付で校長から市町村教育委員会に提出された。

市町村立学校管理規則には、校外行事について校長が市町村教育委員会に届けることになっている。届ける書類の期日は、校外学習等では1週間前まで、宿泊学習・修学旅行では2週間前までとなっている規則が多い。市町村教育委員会では、届けられた書類から計画性、安全性、費用、危機対応等を確認し、多くの目でチェック・確認している。市町村教育委員会が責任をもち、付添の先生や児童を守るために必要な日数であることを認識しなければならない。学校運営を担う者は、なぜ、市町村教育委員会に提出するのかを主任層に問いかけ、提出する趣旨をしっかりと主任層に指導しなければならない。また、提出期限を守れない場合は、学校内で議論をする十分な時間の確保や児童の安全性など十分な吟味について不十分さが危惧され、例年通りという慣れが見え、大きな事故につながらないか心配される。提出書類の期日を守れない場合は、行事に参加する教員や児童を守るために、行事の中止もあるのではないだろうか。事務的にならず、校長のリーダーシップを発揮し、主任層の識見を高めていかなければならない。

(2) 個人情報の管理について

事例2 A市の教育委員会に、教職員が使用するパソコンが起動しない、ファイルが消えたという報告があった。

今や教職員の仕事には、パソコンが必需品である。教職員にとって情報管理やウイルス対策は仕事をする上で必要なことである。A市教育委員会は、さっそく、業者と共に小中学校に配備されたパソコンや私物のパソコンを含め、市内の小中学校のすべてのパソコンを調べたところ、57%の学校で感染が見つかった。さらに、感染が広まる危険性が予見できた。A市教育委員会は、緊急事態であると判断し、予算を付けてウイルスをすべて駆除した。幸いデータを外部に発信する悪質なウイルスでなく、微弱なウイルスであったため、個人情報外部へ漏れることはなかった。これは、情報管理に関して教職員の意識の低さが現れた事件である。ある教員は、自分のパソコンはインターネット等のランにつないでいないからウイルスには感染していないと自信をもってしたが、調べたところ見事に感染していた。どの教員もUSBを通してデータのやりとりを行うため、どんなパソコンでもウイルス感染の危険にさらされていることを自覚しなければならない。A市教育委員会は、全市的な対応が必要であると判断し、急遽、全職員にパソコンを配備し、市全体のデータの一括管理とデータの外部への持ち出しの制限、ウイルス対策、教職員の情報管理の意識向上の研修会を実施した。

事例3 USBを入れた鞆が、自宅前の駐車場に止めておいた自家用車の中から盗まれた。USBの中に学級連絡網などの個人情報が記録されていた。当該教諭は処

分を受け、校長も処分を受けた。

自らの所有物を盗難された被害者が、盗難物の中に児童に関する個人情報が含まれていると、個人情報の取り扱いが不適切ということで処分を受ける立場になっている。

持ち運んではいけない情報をUSBに記録し、持ち歩き、目を離すという個人情報の軽視があり、安易な扱いをし、認識の甘さが招いた事例である。USBを持ち歩く危険性、USBに個人情報等を安易に保存する安易さ、鍵のかかった車は絶対に安全であるという認識の甘さが招いた事例である。記憶媒体が小型化、大容量化に伴い、1つのUSBメモリーにあらゆるデータを保存できるようになったため、簡単に持ち運べるという便利さだけが際立っているように感じる。個人情報の扱いをめぐる、ことの重大さをどこまで認識できているかが問われる時代になっている。事件・事故の発生を防止する観点から、個々の教職員の意識を高める取り組みを通して、個人情報の管理徹底が必要であり、いろいろな機会を通して注意喚起が大切である。

情報の取り扱いについて、次の原則を徹底しなければならない。

- ① データや公簿類の持ち出しをしないこと
- ② 余分なデータは消去すること
- ③ 個人情報は学校サーバーで一括管理し、個人のパソコンに記録しないこと
- ④ データ交換をするときは、USBなどのデータの入ったメモリーを必ず、ウイルスチェックをしてから取り込むこと
- ⑤ USBメモリーをパソコンにさしたままや机の上に置いたまま席を離れない。

どうしても家で仕事をする必要があるときは、原則を確認して管理職へ報告し、許可が必要である。持ち出しの確認事項として、①必要性の確認、②方法の確認、③帰宅経路の確認があげられる。確認するということは、管理職や本人にとって面倒なことだが、注意の喚起にもなり、ぜひ必要である。

パソコンが導入され、新たな研修が増え、情報関係の新しい知識が必要になってきていることを「教職論」で伝えていかなければならない。

### (3) 学校事故の予防について

事例4 2010年4月8日鹿児島県の小学校で、担任付き添いの授業中に、児童が天窓から落下し、頭部骨折の重傷を負った。

これは、予測できた事故である。2008年6月18日に天窓から落下した死亡事故として全国的なニュースになった。死亡事故が起きた時に危機意識をもって、学校施設を点検していたならば事故は防げたと言われている。

子どもの安全を守るためにどのように取り組むか、全職員で確認し合うことが大切で、予防の観点で最大限の努力を払わなければならない。新聞等での事件や事故を見かけたら、自分の学校ならどうするかをシミュレーションする習慣が大切になってくる。「自分の学校には起こらないだろう。」という根拠のない楽観論は慎まなければならないことを「教

職論」で伝えていかなければならない。

#### (4) 教職員の服務について

事例5 接触事故を起こし、被害者に声を掛けたら、「大丈夫だから行きなさい。」と言われたため、名前を告げずに立ち去った。後日、被害者は病院に行き、加害者が特定されないためひき逃げ事故となり、停職処分を受けた。

車社会になり、車がないと勤務や生活に困ることがある。事故に遭った時にどう対処するか知らない教員がいる。一般的に、教員は相手の言葉を信用して行動する。この事例でも、相手を信用し名前も告げずに立ち去っている。事故当時、被害者は気持ちが高ぶっていて痛みをさほど感じないことが多く、その場では何ともなくても後になって痛くなり、病院で診察を受ける場合がある。被害者は病院で原因を聞かれ、病院から警察に通報される。特に、被害者が「大丈夫だから行きなさい。」と言わなかったと証言すれば、悪質なひき逃げ事故になってしまう。研修会を通して、交通事故を起こしたら救急車を呼び、警察に連絡し、必ず被害者を病院へ搬送すべきであることを徹底しなければいけない。相手が大丈夫と言った場合は「何かあったら連絡して」と連絡先を必ず告げることも重要である。

「教職論」で、教職員を育て守るために、事故・事件の対応について学ぶ機会を大切にしなければいけないことを伝えなくてはならない。

#### おわりに

小学校は、児童にとって安全で、安心して学べる場所でなければならない。また、教員にとっても、達成感、充実感のある働きがいのある場所でなければならない。学校現場は、様々な課題を抱え、教員一人一人の資質向上と組織力向上が必要となっている。

学校の「教育計画」を分析し、教員の置かれている現状を大まかに掴むことができた。学校教育では、社会のニーズに応えるため多くの内容が取り扱われ、その中でも不易として大切に扱われている項目や学校の特色として扱われている項目などを知ることができた。また、校務分掌数は学校規模別に大きな差はなく、学校運営に必要な校務はどの学校でもほぼ同じであると分かった。それ故、学校規模が小さくなると教職員一人一人の受け持ちの分掌が多くなり、教員の負担が増加してきているといえる。研究により教員の大変さが浮き彫りになった。これらの現実を踏まえた上で、教職の魅力伝えることの重要性を認識できた。

「教職論」を学ぶ学生には、基礎的・基本的な理論とともに、先輩の言葉や体験談、教育現場の状況を伝え、教職の姿をイメージしやすいように工夫して、人を育てる仕事に全力で取り組む資質を育てなければならない。また、事故・事件の事例を通して、注意すべき事項について分析・改善・実行できる資質を育てなければならない。

単年度の研究で浅い分析に留まっているので、今後も継続して研究し、教職の姿を明ら

かにしていきたい。

#### 参考

- 1) 幼・小・中学校教育指導の重点 一人一人を見つめて、育てる 富山県教育委員会 平成 25 年度
- 2) 新選国語辞典(第八版)、金田一京助・佐伯梅友・大石初太郎・野村雅昭、小学館
- 3) 佐藤徹編集、教職論 ー教職につくための基礎・基本ー、東海大学出版会(2010. 3)
- 4) 「教職とは？」編集委員会編、教職とは？ エピソードからみえる教員・学校、教育出版(2012. 4)
- 5) 片山紀子編著、学校がみえる教職論、大学教育出版 (2012. 4)
- 6) 平成 25 年度富山市教育委員会、「道しるべ」、p10